

令和4年度第3回
千葉県青少年問題協議会
議事録

令和4年度第3回
千葉県青少年問題協議会

日 時 令和5年2月8日（水）午後2時から午後4時まで
開催場所 千葉県教育会館
出席者数 11名
出席委員 貞廣齋子委員、嶋崎政男委員、上條理恵委員、阿部学委員、
高橋祐子委員、星見和子委員、濱詰大介委員、宮崎雄一委員、
三部ミヨ子委員
県出席者 県民生活課：轟洋子課長、中澤力生子ども・若者育成支援室長

議題等次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ （轟県民生活課長）
- 3 議 事
 - （1）会長・副会長の選出について
 - （2）第4次千葉県青少年総合プランの策定について
- 4 その他
- 5 閉 会

～ 会議の成立 ～

【司会】

会議の成立について御報告いたします。

本日は、全委員 11 名のうち、9 名の御出席をいただいております。委員の過半数を満たしておりますので、千葉県青少年問題協議会運営要綱第 3 条第 2 項の規定により、会議が成立いたしますことを御報告申し上げます。

～ あいさつ ～

【司会】

それでは会議に先立ちまして、轟県民生活課長より御挨拶を申し上げます。

【県民生活課長】

(あいさつ)

～ 議事録署名人の指名について ～

【司会】

それでは、これより議事に入ります。会議の議長は、千葉県青少年問題協議会運営要綱第 3 条第 1 項の規定により、会長が行うこととなっておりますが、会長が選出されるまで事務局が行うということによろしいでしょうか。

(委員了承)

会議の冒頭に、本会議の議事録署名人を決めさせていただきたいと思います。議事録署名人でございますが、事務局から指名ということによろしいでしょうか。

(委員了承)

それでは、嶋崎委員と宮崎委員にお願いしたいと思います。

(了承)

ありがとうございます。お二方、よろしく願いいたします。

～ 会長・副会長の選出について ～

【司会】

それでは、これより議事に入ります。それでは、議事(1)「会長及び副会長の選出について」ですが、青少年問題協議会の会長及び副会長につきましては、千葉県行政組織条例第 30 条第 1 項の規定により、委員の互選により選出することとされております。

では、初めに会長職ですが、いかがいたしましょうか。

【委員】

事務局の案があればお示しいただけますか。

【司会】

事務局としましては、幅広く県の附属機関の委員等を務められていらっしゃる千葉大学の貞廣委員に、昨年度に引き続き会長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

ただいま、「異議なし」との声が上がりましたが、貞廣委員はお引き受けいただけますでしょうか。

(委員了承)

それでは、貞廣委員に会長をお願いいたします。

では、会長が決定しましたので、貞廣会長から改めましてごあいさつをお願いいたします。

(会長あいさつ)

貞廣会長ありがとうございました。以降の進行は貞廣会長をお願いいたします。

【議長】

では早速でございますが、議事を進めさせていただきます。まず副会長の選出を行いたいと思います。いかがいたしましょうか。

【委員】

事務局の案があれば、お示しいただけますか。

【事務局】

事務局といたしましては、これまで、当協議会副会長は青少年団体連絡協議会をお願いしておりましたので、昨年度に引き続き、黒坂委員をお願いしたいと考えております。本日、黒坂委員が所用で欠席ですが、事前に内諾をいただいております。

【議長】

皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。では黒坂委員に副会長をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

～ 第4次千葉県青少年総合プランの策定について ～

【議長】

それでは、議事(2)の「第4次千葉県青少年総合プランの策定について」に進みます。事務局から御説明願います。

【事務局】

昨年7月、骨子案に対し、青少年問題協議会の委員の皆様からいただいた御意見を踏まえつつ、庁内関係課と調整しながら、計画案の作成を進めてまいりました。資料1にまとめてあります昨年7月に委員の皆様からいただいた御意見のうち、「〇〇を計画に盛り込んだ方がよい。」という御意見につきましては、説明の都度、御紹介させていただきます。また、説明は資料2「概要」に沿って説明し、必要に応じて、計画案本文を御確認いただきたいと思っております。まず、「1 計画の概要」でございますが、「計画策定の趣旨」ということで、多様化・複雑化する青少年問題に的確に対応し、社会全体で子ども・若者の成長を支える社会づくりに取り組むことを謳っております。次に、右側の「2 計画の位置づけ」として、子ども・若者育成支援法に基づく法定計画であることや、総合計画など、庁内の他計画との整合性を図ること、また、SDGsの17のゴールとの関連についても触れております。本文の3ページを御覧下さい。「貧困をなくそう」や「質の高い教育をみんなに」などのSDGsのゴールと関連付けています。概要に戻ります。「3 計画期間」は、5年間（令和5年度から令和9年度）、「4 計画の対象者」は、ニートへの対応等、一部を除き、基本的には30歳未満までとしており、これらは、現プランと同様になります。

続いて、「2 計画の基本的な考え方【子ども・若者を取り巻く環境の変化と課題】」です。本文は4ページの第2章からが対応します。先に「計画策定の趣旨」で申し上げましたとおり、子ども・若者を取り巻く環境が複雑化・多様化していることを踏まえ、現状や課題をしっかりと認識できるよう、「社会全体の環境の変化と課題」を記載するとともに、子ども・若者が過ごす‘場’ごとの状況の変化と課題について、データやグラフなどを用いて整理しております。概要の左側に記載のとおり、「社会全体の環境の変化と課題」として、「少子化の進行」や「グローバル化の進展」など、10項目を記載しております。

本文の12ページを御覧ください。「⑤孤独・孤立の顕在化」では、昨年7月、骨子案をお示しした際にいただいた「孤独と孤立、自己肯定感のそれぞれの意味合いの説明をした方がよい。」との御意見を踏まえ、注釈に「孤独」「孤立」それぞれの説明を記載しております。また、14ページの「⑥低い自己肯定感」においても、注釈により自己肯定感の解説を記載するとともに、自分の長所・短所の両方を受容し、自分らしさを見失わずに自己肯定感を育むことの重要性について触れています。

概要にお戻りください。次に、右側の子ども・若者が過ごす「場」における状況の変化と課題ですが、子ども・若者が過ごす場を「家庭」「学校」「地域社会」「情報通信環境（インターネット空間）」「就業（働く場）」の5つに分け、家族や教職員等、それぞれ場で子ども・若者と関わり合いを持つ方が状況の変化と課題を認識しやすいよう整理しています。

具体的には、「家庭」の場においては、「ヤングケアラー問題の顕在化」や「児童虐待等、家庭内トラブルに係る相談件数の増加」などを、「学校」の場においては「教職員の多忙化」や「児童生徒の多様化」などを、「地域社会」においては、「地域社会の教育力の低下」や「地域社会における担い手不足」などを、「情報通信環境」においては、「ICT活用能力の重要化」や「インターネット利用の低年齢化」などを、「就業」の場においては、「若者の早期離職」や「国際競争の激化」などを、それぞれ、状況の変化と課題として記載しております。

本文31ページを御覧下さい。「学校」の「いじめ、自殺、不登校等生徒指導上の課題の多様化・複雑化」においては、骨子案の際にいただきました「不登校児童生徒数に係るデータを盛り込むべき」との御意見を反映し、当該児童生徒数の推移に係るグラフを盛り込んでおります。

また、「第2章 計画の基本的な考え方」に記載の環境の変化と課題は次の「第3章 施策の展開」の施策の方向性と対応させております。例えば、本文41ページ・42ページに記載の「起業意識の低さ」や「各産業における新規就業者の減少」といった課題は、本プランから新たに施策の柱として盛り込んだ「創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援」に記載されている「起業家精神を有する人材の育成」や「様々な分野で担い手となる若者の応援」といった施策の方向性と紐づく形となっています。

概要にお戻りください。次に、裏面の「2 目指す姿」です。現プランでは、プラン全体を包括する共通目標を設定していなかったため、『社会のみんなで成長を支え、子ども・若者一人ひとりの可能性を広げる千葉』を目指す姿として掲げ、県民の皆様や市町村、県庁内で共有し、課題に対する取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、「3 施策の柱」です。目指す姿を実現し、子ども・若者を取り巻く状況や課題の解決を目指すため、「子ども・若者の健やかな成長と社会参画の促進」「様々な状況下にある子ども・若者への支援と非行・犯罪等被害の防止」「創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援」「子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり」を4つの施策の柱として、設けております。このうち、「創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援」については、新たな時代に的確に対応し、新たな発想で果敢に挑戦していく人材の育成や支援を行うための施策の柱として、新たに設定したものです。

次に「基本目標」です。各施策の柱に対し、「柱Ⅰ 子ども・若者の健やかな成長と社会参画の促進」には、「自分らしく生き抜く力の育成と健康・安全安心の確

保」「共生社会の実現に向けた教育の推進と職業的自立の促進」を、「柱Ⅱ 様々な状況下にある子ども・若者への支援と非行・犯罪等被害の防止」には、「きめ細やかな対応が必要な家庭、子ども・若者への支援の充実」「非行・被害防止」を、「柱Ⅲ 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援」には「世界を舞台に活躍する能力の育成」「若者の新たな挑戦の応援」を、「柱Ⅳ 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり」には、「地域社会の連携の強化」「社会環境の整備」を基本目標として定めています。

続いて、概要の中央付近の20の基本方策についてです。本文では47ページからの「第3章 施策の展開」が対応します。基本方策を現プランの14方策から20方策に増加させており、追加した6つの基本方策を中心にご説明させていただきます。

まず、「基本方策③子どもたちの可能性を引き出す教育の実現」です。本文は57ページからになります。ここでは、「教職員の働き方改革の推進」や「情報活用能力を育むICT利活用の推進」などの施策の方向性をプランに位置付け、子どもたちの資質・能力を引き出すことができる教育環境の整備を進めてまいります。

次に、「基本方策④多様な学習ニーズに対応した教育等の推進」です。本文は61ページからです。現プランにおいて、「様々な困難や配慮を要する状況に応じた支援の充実」に位置付けている障害のある子どもや外国人の子ども等への支援のうち、共生社会の実現に向けた教育等に係る施策を社会参画の促進に係る柱Ⅰに位置付け、施策展開を図るものです。なお、骨子案をお示しした際、「LGBTQの文言が見えるように」との御意見をいただいておりますが、この基本方策において、「性的指向・性自認（性同一性）に関する理解促進」というタイトルで施策の方向性を盛り込んでおります。

次に、「基本方策⑨障害のある子どもへの支援」です。本文は81ページからになります。本方策では、「ライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実」や「医療的ケア児に対する支援の充実」を施策の方向性に位置付け、障害のある子どもの乳幼児期から学校卒業まで一貫した療育支援や医療的ケアが必要な子どもにおける医療・福祉・教育等の連携の推進などを図ってまいります。

次に、「基本方策⑬世界を舞台に活躍する能力の育成」です。本文は94ページからになります。本方策では、「多様な文化を認め合う国際社会の担い手の育成」や「起業家精神を有する人材の育成」などの施策の方向性をプランに位置付け、グローバル化が進展する中、他者と協働できる人材や激しさを増す国際競争を勝ち抜ける人材の育成などを目指します。

次に、「基本方策⑭若者の新たな挑戦の応援」です。本文は98ページからになります。「次世代競技者の育成」や「様々な分野で担い手となる若者の応援」などの施策の方向性をプランに位置付け、未知の事柄にチャレンジし、試行錯誤しながら自らの能力を磨こうとする子ども・若者を応援してまいります。

最後に、「基本方策⑮子ども・若者の成長を支える担い手の養成・確保・支援」です。本文は102ページからになります。子ども・若者が抱える問題の複雑化・多様化する中、「医療・保健関係専門職の養成・確保」や「児童福祉に関する専門職の確保・育成」などを施策の方向性をプランに位置付け、子ども・若者の成長を支える人材の養成・確保・支援を推進してまいります。

新規の施策の方向性については、概要に赤字で記載しております。既存の基本方策においても、基本方策①で「防災教育の推進」、基本方策⑧で「ヤングケアラーに対する支援」、基本方策⑫で「社会的養護が必要な子どもへの支援の充実」、基本方策⑳で「保育所整備等の推進」を新たな施策の方向性としてプランに位置付けるなど、施策の方向性は、現プランの60から98に増加させております。

最後に、資料3指標案について御覧ください。8つの基本目標の達成度を測る指標として、1つの基本方策に対して最低1つ以上、選定しており、第4次プランからは、関連指標によりプランの進捗管理をしていくことを予定しております。

現プランでは、①関連指標の進捗に特に関連する事業、②法律や制度の変更が予定されていたり、社会的に大きな問題となっている事業、③その他、青少年施策の推進にあたり核となる事業を重点事業として選定し、主に重点事業の進捗に対して評価をいただいておりますが、本プランが子ども・若者に関する施策を分野横断的に網羅している計画という位置付けから、個別の事業への評価をいただくより、総括的に目標の達成度を測ることができる関連指標を評価いただく方が、プランの進捗管理として、より適切と考えるためです。

このため、具体的な評価方法については、次年度、改めて御説明させていただくことになると思いますが、別添でお示ししました29指標について、主に評価をいただくことを予定しております。

以上、説明を終わらせていただきます。

【議長】

ありがとうございます。ではただいま御説明いただきましたことについて、御質問も御意見を分けずに、皆様から頂戴する時間にしたいと思います。いかがでしょうか。

【委員】

今、御説明いただきましたこの4次プラン、国の計画等を参考に課題をまとめられているものと思いますが、千葉県ならではの課題がありましたら、その特徴をいただけたらと思います。

【事務局】

国の計画を参考に、課題を策定しているのですが、児童虐待の相談件数やいじめの認知件数の増加など、現在、社会的に大きな話題となっている事柄をはじめ、

数値的な傾向については、千葉県も基本的に全国と同様の傾向となっております。千葉県ならではのところですが、「社会全体の環境変化と課題、生命・安全の危機」において、八街で発生した児童死傷事故に触れつつ交通安全に係る課題を、千葉県ならではのとして記載いたしました。また、新規就業者の減少と新規就業を希望する者への支援について記載するなど、国の計画にはない独自の現状についても触れています。

【委員】

はい、本県の特徴はよくわかりました。拝見したところ、多くのグラフや数字のデータを用いて、とてもわかりやすくまとめていただいていると思いました。また現状と課題の他にもこの関連指標について、現3次の計画では、ただ単に増加を目指すとなっていたものを、全国平均以上の増加を目指すなど、具体的にお示しいただいている点も、大変評価したいと思います。

【委員】

今日御説明いただいたところ以外でもよろしいですか。細かい点かもしれませんが、75ページに柱2の方策8、自殺防止対策の所についてです。今日説明いただいているところでは、例えば20代、30代、などの学校を出た後の若者に対する問題についての言及もあるのですが、78ページの自殺防止対策の方は、主に児童生徒を対象としたような取組しか書かれていなくて、この整合性がどうなのかなと。

【議長】

もし20代以降の方に対する対策もあるのであれば、しっかりと書いてアピールした方がいいと思いますし、課題分析と手だてが整合していた方がいいのではないかと御助言ですが、現時点で事務局の方でお答えできることはありますか。

【事務局】

プラン本文には主な施策しか書かれていないので、主な施策の下に、関連事業があるのですが、その中に第2回会議でも御説明させていただいた事業があります。子どもだけではなく、青少年に対する自殺防止対策も、ひも付けしてございます。本文へ書き加えることについては、施策を担っている課と検討していきたいと思います。

【議長】

はい。せっかくやっつけていらっしゃるので、積極的にアピールしていただく意味でも、前向きに調整をしていただければと思います。他にいかがでしょうか。本

プランの書きぶりだけではなく、先ほど委員からも御指摘ありましたとおり、第4次プランの特徴の一つが、指標の検証のプロセスを入れている、進捗の管理を入れているところですので、この指標の適切性や、もう少し加えたほうがいいのではないかというような御意見も含めていただければと思います。

【委員】

15番の基本方策、子ども・若者の成長を支える担い手の養成・確保・支援で、本文では102ページと103ページ、104ページになると思うのですが、概要の方には、教育力の向上が書いてあるのですが、各組織から施策で出てくるのが、人材の確保と研修という内容しか書いていない。せっかくここまで具体的に色々なことが書いてあるにもかかわらず、人がいないからできない、みたいな伝わり方を感じます。各先生たちの資質の向上をお願いしたいと私も思うのですが、各所属からの回答が人材確保、研修やります、以上終わりみたいな感じで、それだけではないのではという思いがあります。概要にはすごく期待できそうな内容が書いてあるに、現場の方は寂しい感じがして仕方がないといいますか、人数が足りないから対応できないという感じに私は見られてしまいました。各所属の回答が寂しいというのは103ページ、104ページですが、これみんな優秀な人材の確保に努めます、資質向上に努めます、研修をやりますという。なんていうか、本当に子どものことを考えているのだったら、もうちょっと違う言い方があるのかなと。支える側の大人の考え方がこうだと、これでいいのかなとっていて。もうちょっと何か温かみのある回答が欲しかった。事務的な、この2行3行で終わっているという、せっかく事務局の方がここまで頑張っているのに対して、寂しい。ここまで具体的に書いていただいたのでしたら、回答する側も具体的にどういった支援をしていくのかというところが、欲しいなと思いました。人材確保する目的は確保自体じゃなくて、子どもたちの学びや育ちを支えいくためと、そこがちょっと現場とかけ離れているという。人が足りない、人が足りない現場でおっしゃっていて、本当にそれは感じるんですけども、先生たちも疲弊してらっしゃるし、そういうケアとかもしてあげないと、とも思います。子どもたちを支援するにあたり、具体的にどういうことができるのかというところが欲しいと思いました。

【議長】

事務局の方で足並みを揃えてくださっているのではと思いますが、委員の御意見に従うと、もうちょっと温かみがある、まず実際に何が目的かというところも書き込んだ形で足並みを揃えていただきたいということです。この点については、事務局でよろしければ引き取っていただいて、可能な範囲でお答えいただくということではいかがでしょうか。

【事務局】

この方策は、あくまでも子どもの支援というよりは、担い手の養成や、担い手の支援に関するものなので、各部局で養成する対象は違うのですが、似たような文面になってしまうということを、御理解願います。子どもたちの施策については、別のところで書いております。書きぶりについて御指摘がありましたら、それぞれで御意見いただければと思います。

【委員】

子どもは民生委員児童委員という立場のものなのですが、児童委員の中でも、市町村に主任児童委員という方がいらっしゃいます。主任児童委員を中心として、児童委員の私たちもこのプランに協力したいと思いますので、プランの中に入れていただくことは可能でしょうか。青少年相談員さんと同じく、主任児童委員も一つの形成じゃないかなと私は思っています。ですから今、民生委員の連絡協議会でも、主任児童委員さんの連絡協議会があるので、そういったところの、各地区の主任児童委員さんが団結して、地域の子供たちの育成、連携を図って、子供たちの育成事業に協力できればと私は思っています。

【事務局】

主任児童委員については担当課に確認いたします。

【委員】

私たちも一生懸命協力させていただいて、育成に全力をつくす所存でございますので。やっぱりここに書き込んでいただくと、子どもたちを支援しているんだってという強調感が出るような気がするので、その辺りはちょっと書けるようでしたらぜひ書いていただきたい。

【委員】

先ほども触れたのですけれども、資料3のこの指標下から二つ目。スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの年間配置時間総数というところで、全国以上とかいうのはなくて、ここだけ増加を目指しますと書いてあります。ここだけ、この書きぶりなのは、何か理由があるのですか。

【事務局】

この指標ですが、考え方がありまして、県の中で一番大きい計画である総合計画の下に、プランもそうなのですが、個別計画がぶら下がって、それぞれの計画に指標が設定されています。委員の御質問のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの年間配置時間総数は、その総合計画の中で、増加を目指しますという表記になっているので、それに沿っています。

【委員】

実は私の地元等で、先日新聞報道ではあったのですけれども、中学生同士のけんかで、カッターナイフで傷つけてしまったというような内容の事件が起きてしまったのです。至った経緯等が、よくわかっていないのですけれども、教育委員会が発表した中では、スクールカウンセラーの学校訪問日を増やすなど、やはり生徒さんたちの心のケアに取り組んでいきます、というような発表があったんですね。そういったやはり、実際に事件が起こっているのを見ますと、やっぱり第4次プランの関連性を見て、こういった部分は施策の方向性としても、このスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置相談体制の充実というのは、本当に重要であるんだなっていうことを、ちょうど感じていたところなので。質問させてもらいました。表現についてはわかりました。

【委員】

今お話が出ている指標のところなのですが、プランそのものは本当に素晴らしいなと思って見させていただきました。それから指標の方が素晴らしくないわけじゃなくて、これを読ませていただいたら、やっぱり子どもたちの姿が見えるような指標を一生懸命選んでいるとよくわかりました。ただ、そうでないのはいくつあるのですよね。そうでないところはですね、大変失礼な言い方なのですが、数値としてパッと出せると。検証が非常に楽、楽って言うと失礼ですけど、そういうのがいくつあるんです。でも、とってこの指標も素晴らしいなと思います。ですから、今回じゃなくていいのですが、できれば大人の部分ではなくて、子どもの姿が見えるような。そんなような指標を書くという方針で、選んでいただけるように努力をしていただければ、ありがたいなっていうふうに感じました。今回のことではありません。今後を目指してということをお願いできればと思います。

【議長】

いかがでしょうか。よろしければ、この本体に限らず、日頃感じていらっしゃることを、御担当がいらっしゃるところで、共有しておきたいということがありましたら、そういう意見もお出しただければと思います。委員いかがでしょうか。

【委員】

この2年間、コロナ禍の中でなかなか補導員としてパトロール活動がなかなかできなかったのですが、去年から少しずつ各市が工夫して、子どもたちの登下校を見守る、パトロールしていただいております。その中でもやはり大きな行事は

まだまだできない状態の中で、3年ぶりに私たち17市が集まりまして、大会が野田市の会場でできました。また、17市が三つの千葉・東葛・船橋ブロックに分かれまして、お互いに近隣のブロックで情報交換をし、子どもたちの安全とか、そういった今後の活動の各種の御意見をいただいて、今後どのように活動していったらいいとか、話し合ったりしております。また、県下一斉パトロールがこの2年間コロナ禍でできなかったのですが、昨年度からやり始めました。その中でもやはり今は子ども達の安全ということで、登下校の危ない箇所、交通の激しい場所等に補導員さんが立ってパトロールをしている状態です。最近では、上條先生にも、私たちを補導員の資質向上のために御講演いただいています。やはり自分たちも子どもたちに接する中で、一声の声掛けをしておりますし、公園でパトロールしていても、子どもたちの元気な声が聞こえるようになっておりました、とてもほっとしております。その中で、遅くならないようにとか、いろいろ子どもたちと話し合ったり、パトロールしているんですが、皆さんに浸透してないんですね。ですから小中学校の方に、朝礼の時に、ここでパトロールしてくれてる補導員さんがいるっていうことを紹介してくださいっていうようなことを、お願いしたいと思っています。

【委員】

私の地域は、大綱ですけれども、山武市の要保護対策協議会が、年6回ぐらいやっているんですね。その中で警察、教育委員会の方々が、児相、保健師の方達も一緒に事例を交えて、代表者会議に民生の代表ということで私は出てるんです。それでやはり子どもたちが、事例とか、家庭でそういった子どもがいるとか、児童虐待はこういうふうになつてるとか、ある程度の人数の中で情報共有して、その後の見守りを今、推進しています。ですから、要対協は大切なことじゃないかなと思ってます。

【議長】

児童虐待やヤングケアラーの問題は、冒頭で高橋委員の御発言があったように、特に千葉県として、特徴的に力を入れたいところだということでもありましたので、ぜひ引き続きお力添えをいただければと思います。ありがとうございます。特に実際の活動に関わってる方々に少しずつご意見をいただければと思っております。委員いかがでしょうか。

【委員】

先ほども言いまして私青少年相談員でございまして、青少年相談員は今年60周年を迎えることとなりました。委員がおっしゃられていました、千葉県独自の千葉県にしかない活動でございます。それが、60周年を迎えて、何かできないかということで、小学校3年生から6年生までの子どもたちに折鶴を折っていただい

て、県下のすべての子どもたちに折っていただいた折り鶴を1ヶ所に集めて、みんなの希望を集めたい。ということを今企画している最中でございます。ぜひ少しでもですね、皆さんに名前を覚えていただくという努力をしているところでございます。よろしく願いいたします。

【委員】

まずこの青少年総合プランは皆さんおっしゃるように、本当に内容的にはすごく充実してるなと感じました。僕も一応PTAのこういう立場なので、結構たくさんの会議に出させていただいて、いろいろなものの中身に関するところを話し合ったりするんです。そんな断片的に見るところで、今回こういうふうにまとめていただくと、いろんなところで連携することがすごく大事だと思いますし、我々特にPTAという団体で、PTAもいろんな方いらっしゃるけど、地域との繋がりとか、学校と地域と繋がっていきこうっていうような考え方で、動いてるっていうところでいくと、本当にこれから連携とか協力するのはすごく大事だなって思います。先ほども仰ってましたけど、八街で事故があったっていうことで、うちはそれを強く押し出して、僕八街なので、昨日も名古屋に行ってその絡みでPTAの方たちに講演してきたんですけど、いろんな方がそういう活動を県内でやられてたりするので、そういったところも含めて、総合プランを一つのきっかけに、何か前に動くような形があれば。あとは知名度とかそういうこともあるんでしょうけど、これから多分、コミュニティスクールとかそういったことで、おそらく皆さんと一緒に、千葉県としても標準装備にだんだんなってくると思うんで、そういったところで、さらにこれを深めていければなというふうに思っています。

【議長】

はい。ありがとうございます。コミュニティスクールの導入が後進県である千葉県で、今後はおっしゃるように標準装備になってくる。それをいかに生かしていくかっていうフェーズにもなろうかと思しますので、まさにPTAの方々のお力を地域の方とともにいただくというお願いいたします。では他の委員の方にも名簿の順番で恐縮ですけれども一言ずついただければと思います。

【委員】

はい。私、学校の出なもんですから、情報提供っていうか共有ということで、学校の先生方の生徒指導のバイブル的な存在である生徒指導提要が、昨年の暮れに改定になりました。ここの流れている大きな柱がですね、すべての子どもたちを対象に、そして、指導するとかじゃなくてですね、子どもたちを支援していきこうがあるので。まさに今日いただいた千葉県のこの総合プランですね。青少年総合プランの左から2番目のところを読ませていただくと、その精神が貫かれて

いるんですよ。とってもすばらしいなと感じたのは、特にその点です。本当にありがとうございました。

【委員】

前回に私、少年犯罪が増えていくということを申し上げたと思うんですけど、本当にそれが現実になってきてしまっているなというのを日々感じております。やはり先生たちがしっかりとこの学習をして欲しい。低学年のうちにしっかりと基礎知識を教えてあげて欲しいっていうこと。あと先生方には、現状に対応する能力であるとか、ディベートであるとか、そういう力をつけていただきたいなということを、非常に感じています。毎日私はどこかの子ども、もしくは保護者の相談や面接をやっているんですけども、子どもたちが言うのは、とにかく話を聞いて欲しいということ。でもアンサーはいらない。本当に話を聞いてもらう人や時間がなく、そういう居場所づくりも、私たちが居場所にならなければいけないんだなというのを痛感している次第です。私個人でこの 20 基本方針のどれだけでできているかなとかと思いながら見ていたんですけど。半分できているかどうかかわからないです。日々、目の前の死にたいという子どもたちを、生きたいというふうにするように、私は毎日、子どもたちと接しています。なのでぜひ、このプラン、この 5 年間を見ながら、私たち自身もここに携わっていくような、そういう意識で臨んでいければなと思います。ありがとうございます。

【委員】

はい。プランの方は皆様がおっしゃられているように、非常に横断的で、いろんな問題をちゃんと網がかかっているのかなと思って、私も素晴らしいなと感じております。これから先なのですが、特に積極的に教育をしようという部分については、教育内容面についての検討が非常に重要かと思っています。新しい時代が来るということはよく言われていますし、冒頭にも書かれてるんですけども、それに応じて教育内容も作り替えていくという発想が重要かと思います。例えば主権者教育とか、キャリア教育、起業家教育とか、いろんな教育のこういう教育をしようというのが書き込まれているので、内容の面でも時代に合った新しい教育というのを作っていただければありがたいと思います。私自身も協力できることがあればどんどんやってきたいと思っています。

【委員】

今のこの青少年問題につきましては、本当にもう多様化・複雑化してきて、本当に社会の有様というものが現れている問題だと思うんですね。前回もちょっとお話しましたがけれども、自分が子どもの頃とか若かった時に体験したことは、それなりに想像はつくんですけども、インターネット社会になって、ちょっと伺い見ることができない世界っていうものもありまして。そういったところにも、

いろいろこう想像してはいるんですけども、仮想空間であったり、そういったところではなかなか想像がつかないところもあります。この問題については、様々な分野の関係者の方がご尽力をされていて、今日もそのような情報共有もできましたので、本当に皆さんで連携をしてやっていけたら、いいのかなという。単純な感想ですけども、共感しました。ありがとうございます

【議長】

全体をまとめてくださるコメントを最後にいただきまして、どうもありがとうございます。限られた時間ですけども、皆さんからこのプラン自体についての御意見のみならず、日頃考えてる、感じてらっしゃるもどかしさであるとか、課題意識であるとか、今後進めていく方向性であるとかご提示をいただきました。どうもありがとうございます。では、以上で、全体の議事は終了ということにしたいと思います。まずは事務局にお返しいたします。

【司会】

皆様ご協力いただきましてありがとうございます。また何よりも貴重なご意見を頂戴しましてありがとうございました。会長もありがとうございました。以上をもちまして、令和4年度第3回千葉県青少年問題協議会を閉会とさせていただきます。

令和5年2月9日

千葉県青少年問題協議会